

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：尾花沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通会議等おける、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（尾花沢市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（尾花沢市）
 - ・GTFS-JPの作成・提供。（尾花沢市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（尾花沢市）
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、尾花沢市）
 - ・本事業対象路線を含め本市路線バスに対して交通系ICカードの導入の検討（尾花沢市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・降雪時期の路線バス遅延対応や停留所での待ち時間短縮などのめ、簡易ロケーションシステムを一部路線バスで提供している。（尾花沢市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・ 尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
県外 1,300 人、県内 1,900 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・ 尾花沢市の目標値（目標年度 R7 年度末）
3.20 回／人（直近年度の実績 53,406 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の尾花沢市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7 年度末）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）
- ・ 尾花沢市目標値（目標年度 R7 年度末）
（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
路線バス：4,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）
タクシー：1,000 万円（直近年度の実績 128 万 1 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ◇◇路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：34 千人以上（直近年度の実績 28,928 人）
- ◇◇路線の収支率：0.7%以上（直近年度の実績 0.4%）
- ◇◇路線への尾花沢市負担額 5,000 万円（直近年度の実績 5,303 万円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、尾花沢中心市街地以外の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、尾花沢市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る鶴子線（費用総額約 7,193 千円）、市野々線（費用総額 6,844 千円）、南沢線（費用総額 4,761 千円）、毒沢線（4,533 千円）、旧牛房野線沿線地区で行っている生活交通タクシー補助（1,500 千円）、旧五十沢地区で行う生活交通タクシー補助（800 千円）は、その運行に係る費用総額 25,631 千円を、委託料及び助成金として支出し、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する尾花沢市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会） <令和3年度> ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論 ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論 ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論 ・ 令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について <令和4年度> ・ 令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会） <令和3年度> 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山・最上・置賜・庄内） ・ 令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の

詳細の変更

- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 尾花沢市地域公共交通会議

＜令和2年度＞

- ・令和2年8月28日（第1回）：自家用有償運送の更新について
- ・令和3年3月23日（第2回）：路線の廃止及び代替事業について

＜令和3年度＞

- ・令和3年11月11日（第1回）：五十沢線廃線及び代替事業について
- ・令和4年2月17日（第2回）：鶴子線の運行形態・運行時刻・経路変更について
- ・令和4年3月4日（第3回）：南沢線の経路・運行時刻変更について

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

＜令和3年度＞

- ・令和3年6月18日：利用者が少ない路線バス沿線住民へ公共交通に関する住民説明会
- ・令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
- ・令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
- ・令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により尾花沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、高齢化率が高く路線バスの利用者が少ない地区や高校生の通学需要に関し、アンケートや意見交換を行い、施策に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

牛房野線

廃止時期：令和3年4月1日廃止

主な経由地：牛房野地区、田沢地区、和合地区

五十沢線

廃止時期：令和4年4月1日廃止

主な経由地：五十沢地区、横内地区

(2) 交通手段の検討状況

タクシー補助に関する住民説明会・意見交換会など

- ・令和3年6月18・19日：五十沢線沿線集落にてタクシー補助について意見交換会
- ・令和4年2月19日：五十沢地区にてタクシー補助制度説明及び経過報告
- ・令和4年3月27日：原田線、細野線地区でのタクシー補助制度説明会

地域公共交通会議

- ・令和3年11月11日：五十沢線廃線に関し協議

尾花沢市議会

- ・令和3年11月9日：全員協議会、五十沢線沿線地区へのタクシー補助内容及び中長期的な計画を協議

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 尾花沢市若葉町一丁目2番3号

(所 属) 尾花沢市市民税務課

(氏 名) 石山 忠洋

(電 話) 0237-22-1111

(e-mail) shiminzeimu@city.obanazawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	688.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石駅	往24.9km 復24.9km	365日	1730.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、竹沢、丹生、三森	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1721回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、声沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	246日	738回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往 km 復 km	246日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往 km 復 km	246日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	295日	686.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石駅	往24.9km 復24.9km	366日	1733.5回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、竹沢、丹生、三森	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	295日	1719回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、声沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往 km 復 km	244日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往 km 復 km	244日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

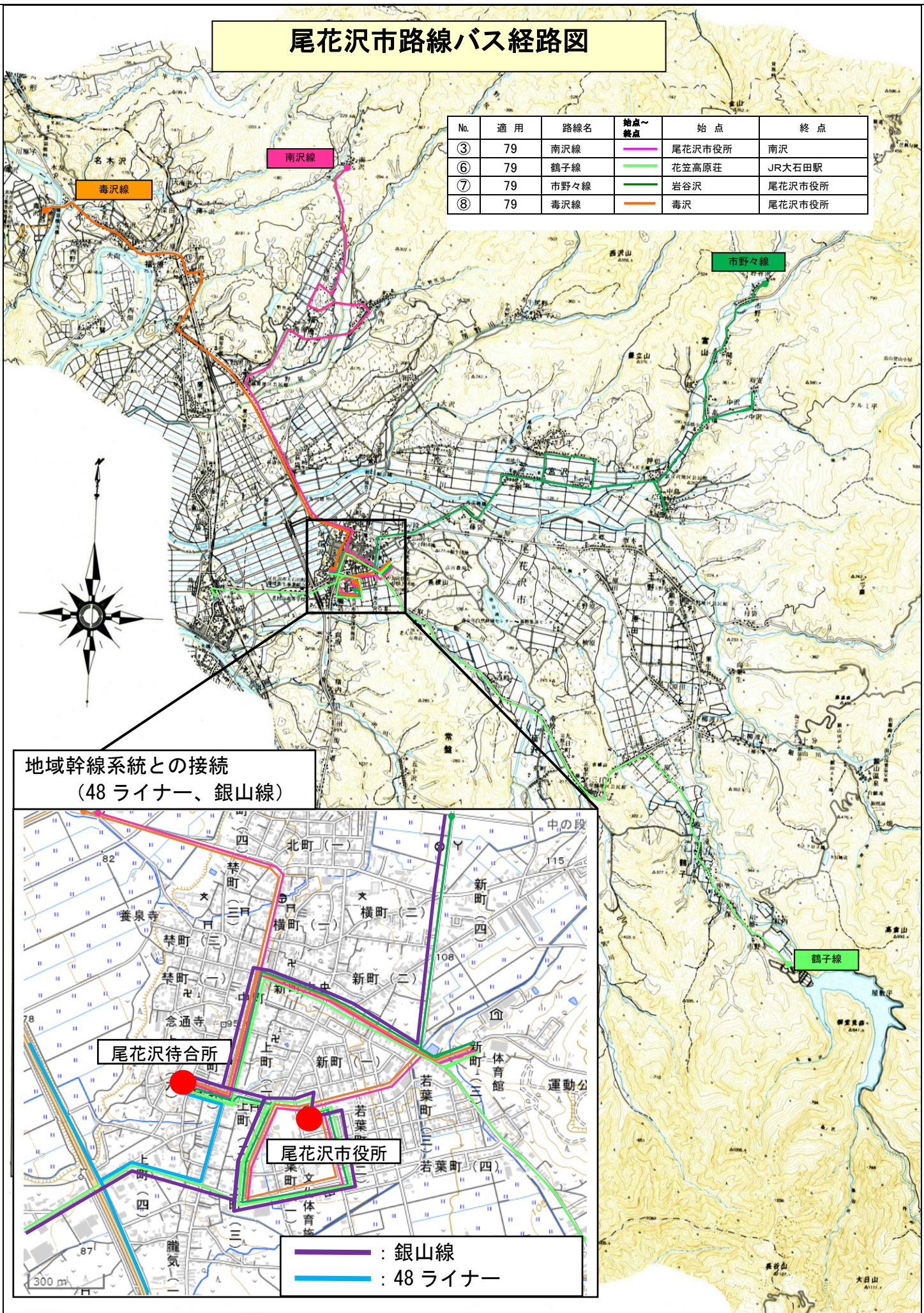
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
尾花沢市	尾花沢市	(1) 南沢線	南沢	寺内・野黒沢	尾花沢市役所	往18.9km 復18.9km	294日	685回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(2) 鶴子線	花笠高原荘	延沢	JR大石駅	往24.9km 復24.9km	365日	1729回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(3) 市野々線	岩谷沢	中沢、竹沢、丹生、三森	尾花沢市役所	往21.4km 復21.4km	294日	1714回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢市	(4) 毒沢線	毒沢	名木沢、声沢	尾花沢市役所	往15.9km 復15.9km	244日	732回			路線定期運行	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(5) 牛房野線生活交通タクシー補助		牛房野、田沢、和合		往 km 復 km	244日	1000回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③
	尾花沢タクシー(株)	(6) 五十沢線生活交通タクシー補助		五十沢、横内		往 km 復 km	244日	500回			乗用タクシー	①・②(1)	尾花沢市役所停留所で補助対象地域間幹線系統銀山線と接続、尾花沢待合所停留所で補助対象地域間幹線系統48ライナーと接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

尾花沢市路線バス経路図

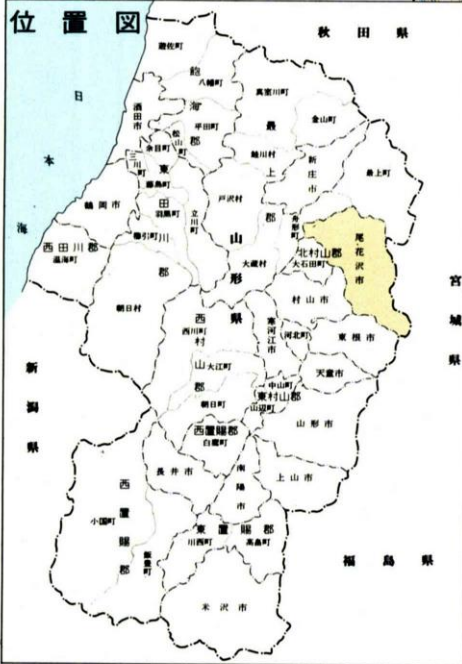
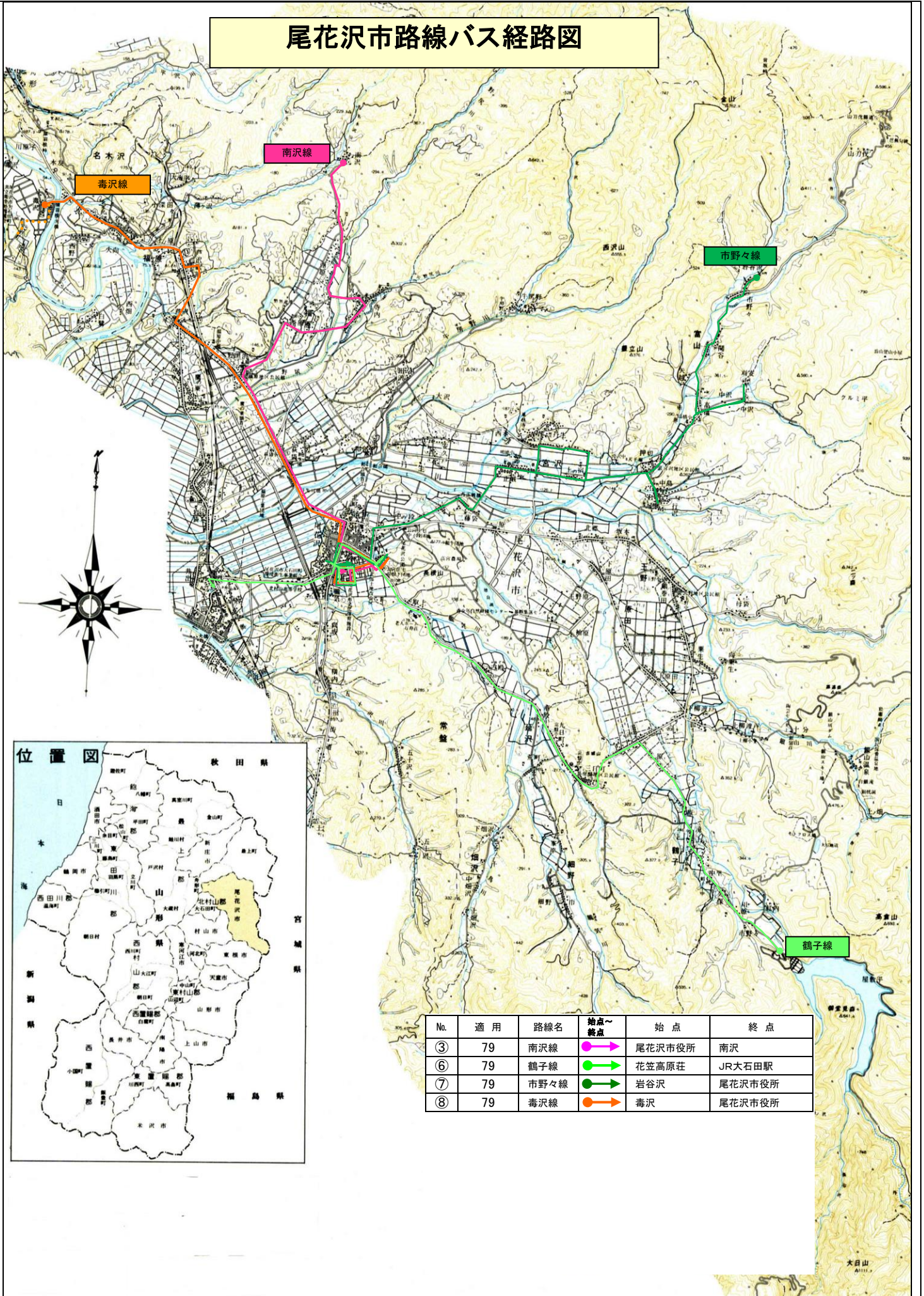
No.	適用	路線名	始点～終点	始点	終点
③	79	南沢線	尾花沢市役所	尾花沢市役所	南沢
⑥	79	鶴子線	花笠高原荘	尾花沢市役所	JR大石田駅
⑦	79	市野々線	岩谷沢	尾花沢市役所	尾花沢市役所
⑧	79	毒沢線	毒沢	尾花沢市役所	尾花沢市役所



地域幹線系統との接続
(48 ライナー、銀山線)

— : 銀山線
— : 48 ライナー

尾花沢市路線バス経路図



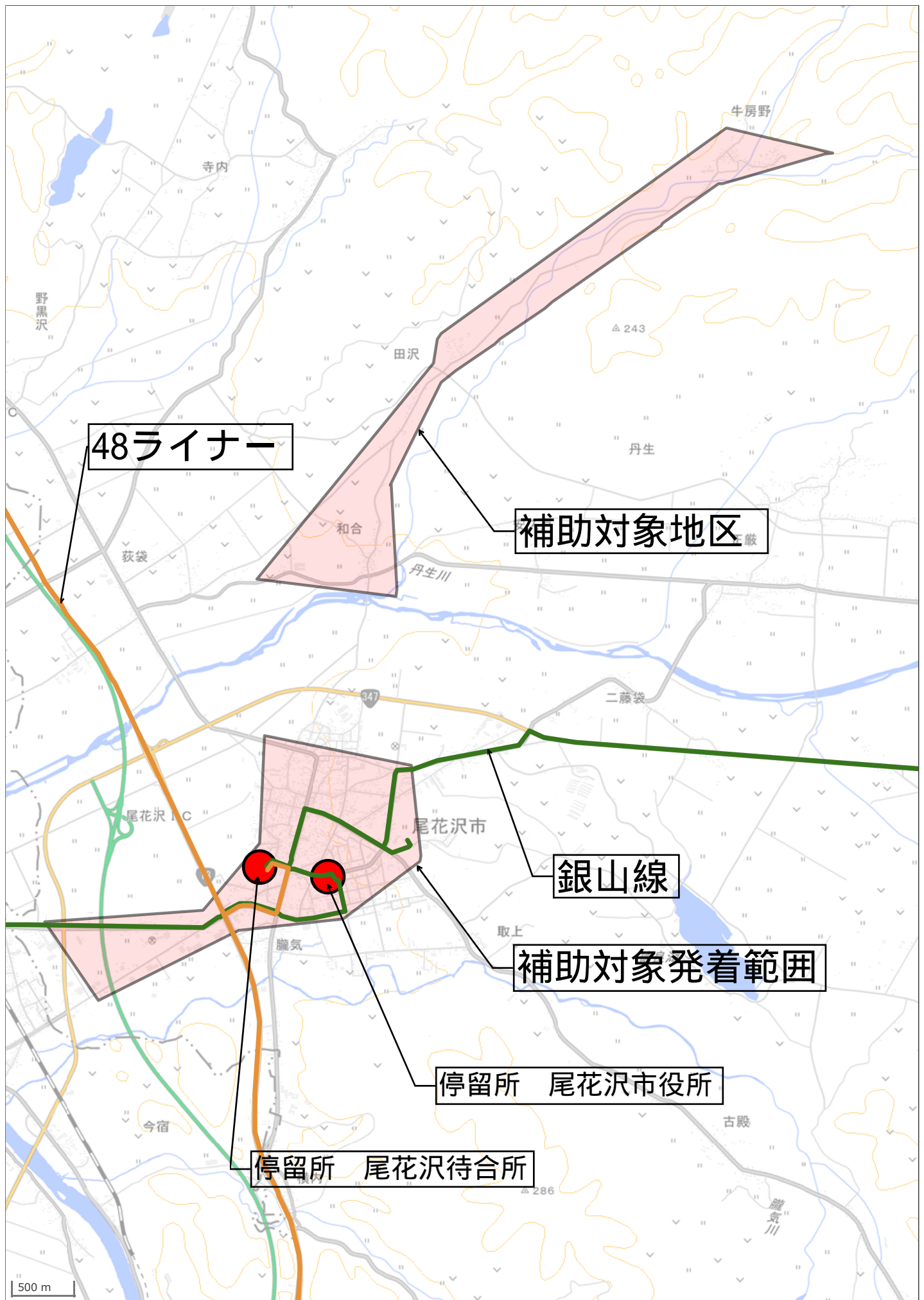
No.	適用	路線名	始点~終点	始点	終点
③	79	南沢線		尾花沢市役所	南沢
⑥	79	鶴子線		花笠高原荘	JR大石田駅
⑦	79	市野々線		岩谷沢	尾花沢市役所
⑧	79	毒沢線		毒沢	尾花沢市役所

地理院地図 **タクシー営業区域**(尾花沢市・大石田町)

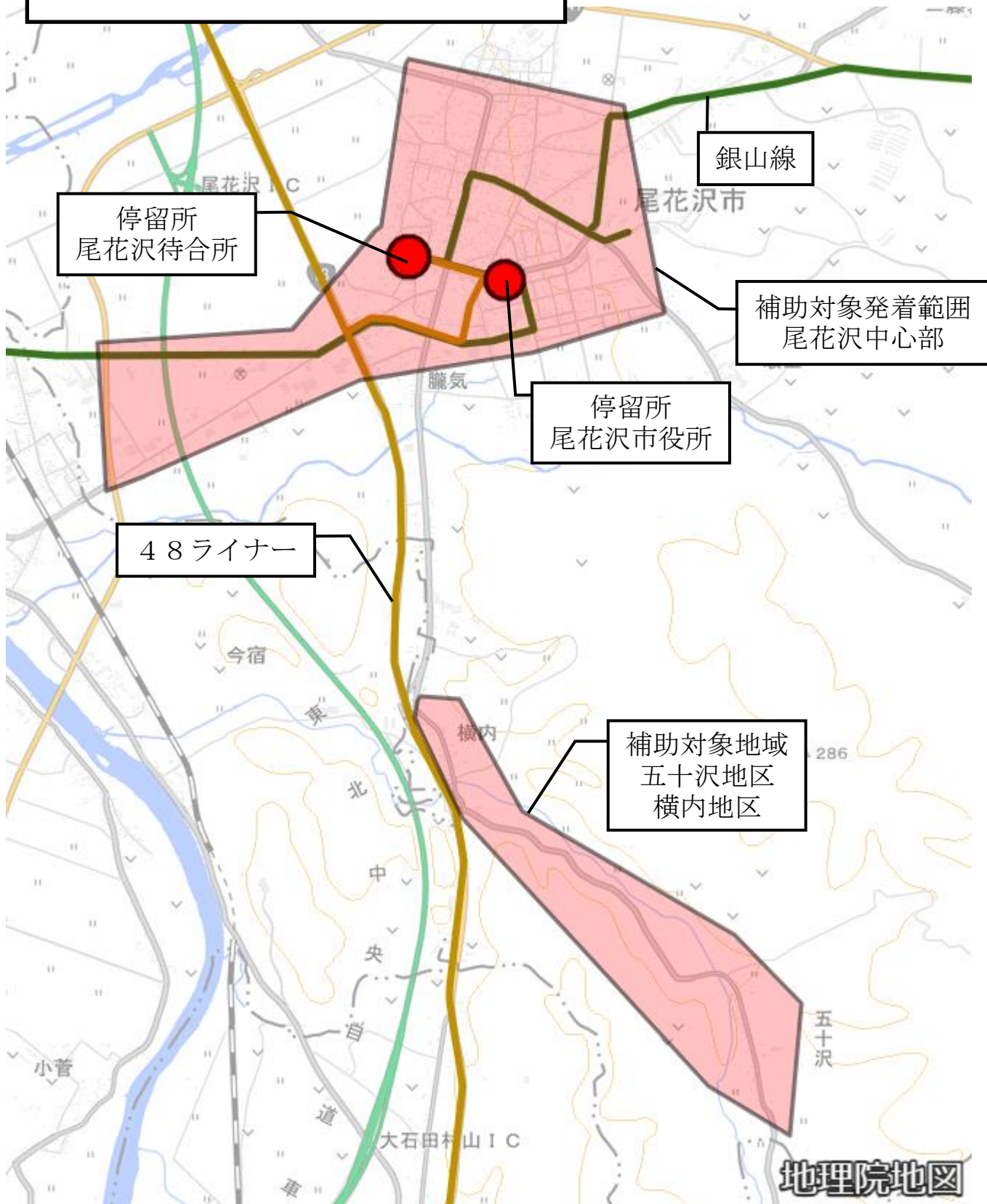
GSI Maps



旧牛房野線 タクシー補助



旧五十沢線 タクシー補助



毒 沢 線

※土曜・日曜・祝日・12/31～1/3は運休

※毒沢 7：10発はジャンボタクシーによる運行

毒 沢 行 き					尾花沢市役所 行 き			
尾花沢市役所	7:00	9:55	13:30	18:00	毒 沢	7:10	10:35	16:00
若葉町 (J A・おーばん前)	7:00	9:55	13:30	18:00	毒沢口	7:11	10:36	16:01
サルナート	7:01	9:56	13:31	18:01	旧名木沢小学校前	7:12	10:37	16:02
若葉町二丁目 (加藤クリニック前)	/	/	13:32	/	名木沢	7:13	10:38	16:03
中央診療所	/	/	13:34	/	上ノ原口	7:14	10:39	16:04
新町地藏堂	/	/	13:36	/	芦沢駅前	7:16	10:41	16:06
新町 (井上玩具店前)	/	/	13:37	/	小山口	7:18	10:43	16:08
新町中央 (サイクルランドセイトウ前)	/	/	13:37	/	芦沢寺前	7:20	10:45	16:10
尾花沢待合所	7:05	10:00	13:40	18:05	芦 沢	7:21	10:46	16:11
寺前 (菅クリーニング商会前)	7:06	10:01	13:41	18:06	旧中部小学校前	7:22	10:47	16:12
芭蕉・清風歴史資料館前	7:07	10:02	13:43	18:07	福原中学校口	7:23	10:48	16:13
尾花沢郵便局	7:07	10:02	13:43	18:07	野黒沢	7:24	10:49	16:14
大導寺	7:08	10:03	13:44	18:08	福原地区公民館口	7:25	10:50	16:15
荻袋	7:11	10:06	13:47	18:11	荻袋上の原	7:26	10:51	16:16
荻袋寺前	7:12	10:07	13:48	18:12	旧荻袋小学校口	7:27	10:52	16:17
旧荻袋小学校口	7:13	10:08	13:49	18:13	荻袋寺前	7:28	10:53	16:18
荻袋上の原	7:14	10:09	13:50	18:14	荻 袋	7:29	10:54	16:19
福原地区公民館口	7:15	10:10	13:51	18:15	大導寺	7:32	10:57	16:22
野黒沢	7:16	10:11	13:52	18:16	尾花沢郵便局	7:33	10:58	16:23
福原中学校口	7:17	10:12	13:53	18:17	芭蕉・清風歴史資料館前	7:33	10:58	16:23
旧中部小学校前	7:18	10:13	13:54	18:18	寺前 (菅クリーニング商会前)	7:34	10:59	16:24
芦 沢	7:19	10:14	13:55	18:19	尾花沢待合所	7:35	11:00	16:25
芦沢寺前	7:20	10:15	13:56	18:20	新町中央 (サイクルランドセイトウ前)	7:38	/	/
小山口	7:22	10:17	13:58	18:22	新町 (井上玩具店前)	7:38	/	/
芦沢駅前	7:24	10:19	14:00	18:24	新町地藏堂	7:39	/	/
上ノ原口	7:26	10:21	14:02	18:26	中央診療所	7:41	/	/
名木沢	7:27	10:22	14:03	18:27	若葉町二丁目 (加藤クリニック前)	7:43	/	/
旧名木沢小学校前	7:28	10:23	14:04	18:28	若葉町 (J A・おーばん前)	7:45	11:04	16:29
毒沢口	7:29	10:24	14:05	18:29	サルナート	7:46	11:05	16:30
毒 沢	7:30	10:25	14:06	18:30	尾花沢市役所	7:46	11:05	16:30

南 沢 線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休 ※土：土曜は運休

南 沢 行 き				尾花沢市役所 行 き		
尾花沢市役所	12:10	14:27	18:00	南 沢	7:54	12:56
若葉町 (J A・おーばん前)	12:10	14:27	18:00	上西原	7:57	12:59
サルナート	12:11	14:28	18:01	西原	7:58	13:00
若葉町二丁目 (加藤クリニック前)	12:13	/	/	西原境	8:00	13:02
中央診療所	12:15	/	/	西原公民館	8:02	13:04
新町地藏堂	12:17	/	/	中西原	8:04	13:06
新町 (井上玩具店前)	12:18	/	/	福原小学校	8:05	13:07
新町中央 (サイクルランドセイトウ前)	12:18	/	/	寺内寺前	8:05	13:07
尾花沢待合所	12:21	14:32	18:05	寺 内	8:06	13:08
寺前 (菅クリーニング商会前)	12:22	14:33	18:06	野 崎	8:07	13:09
芭蕉・清風歴史資料館前	12:23	14:34	18:07	下西原	8:08	13:10
尾花沢郵便局	12:23	14:34	18:07	西原口	8:09	13:11
大導寺	12:24	14:35	18:08	福原中学校前	8:12	13:14
荻袋	12:27	14:38	18:11	野黒沢	8:13	13:15
荻袋寺前	12:28	14:39	18:12	福原地区公民館口	8:14	13:16
旧荻袋小学校口	12:29	14:40	18:13	荻袋上の原	8:15	13:17
荻袋上の原	12:30	14:41	18:14	旧荻袋小学校口	8:16	13:18
福原地区公民館口	12:31	14:42	18:15	荻袋寺前	8:17	13:19
野黒沢	12:32	14:43	18:16	荻袋	8:18	13:20
福原中学校前	12:33	14:44	18:17	大導寺	8:21	13:23
西原口	12:36	14:47	18:20	尾花沢郵便局	8:22	13:24
下西原	12:37	14:48	18:21	芭蕉・清風歴史資料館前	8:22	13:24
野 崎	12:38	14:49	18:22	寺前 (菅クリーニング商会前)	8:23	13:25
寺 内	12:39	14:50	18:23	尾花沢待合所	8:24	13:26
寺内寺前	12:40	14:51	18:24	新町中央 (サイクルランドセイトウ前)	8:27	/
福原小学校	12:40	14:51	18:24	新町 (井上玩具店前)	8:27	/
中西原	12:41	14:52	18:25	新町地藏堂	8:28	/
西原公民館	12:43	14:54	18:27	中央診療所	8:30	/
西原境	12:45	14:56	18:29	若葉町二丁目 (加藤クリニック前)	8:32	/
西原	12:47	14:58	18:31	若葉町 (J A・おーばん前)	8:34	13:30
上西原	12:48	14:59	18:32	サルナート	8:35	13:31
南 沢	12:51	15:02	18:35	尾花沢市役所	8:35	13:31
		土	土			

市野々線

※日曜・祝日・12/31～1/3は運休 ※土：土曜は運休 ※丹：丹生経由 ※中：中島・行沢経由

市野々 行き							尾花沢市役所 行き						
尾花沢市役所	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15	岩谷沢	/	8:25	11:30	14:05	15:55	17:30
若葉町 (J.A・おーばん前)	7:40	10:30	13:10	15:00	16:45	18:15	市野々	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
サルナート	7:41	10:31	13:11	15:01	16:46	18:16	市野々口	6:50	8:26	11:31	14:06	15:56	17:31
尾花沢待合所	7:45	10:35	13:15	15:05	16:50	18:20	上関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
寺前 (管クリーニング商会前)	7:46	10:36	13:16	15:06	16:51	18:21	関谷	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
新町中央 (サイクルランドセイウトウ前)	7:47	10:37	13:17	15:07	16:52	18:22	中富山	6:51	8:27	11:32	14:07	15:57	17:32
新町 (井上玩具店前)	7:48	10:38	13:18	15:08	16:53	18:23	富山	6:52	8:28	11:33	14:08	15:58	17:33
新町地藏堂	7:49	10:39	13:19	15:09	16:54	18:24	矢越	6:53	8:29	11:34	14:09	15:59	17:34
中央診療所	/	10:41	/	/	/	/	矢越寺前	6:54	8:30	11:35	14:10	16:00	17:35
新町四丁目 (東光園前)	7:49	10:43	13:19	15:09	16:54	18:24	高橋	6:55	8:31	11:36	14:11	16:01	17:36
消防署前	7:50	10:44	13:20	15:10	16:55	18:25	刈安	6:59	8:35	11:40	14:15	16:05	17:40
中の段北	7:51	10:45	13:21	15:11	16:56	18:26	中沢	7:00	8:36	11:41	14:16	16:06	17:41
農協前	7:52	10:46	13:22	15:12	16:57	18:27	旧高橋小学校	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
坂の上	7:53	10:47	13:23	15:13	16:58	18:28	宮沢地区交流センター	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
二藤袋宿	7:54	10:48	13:24	15:14	16:59	18:29	三軒家	7:03	8:39	11:44	14:19	16:09	17:44
裏宿	7:56	10:50	13:26	15:16	17:01	18:31	押切東	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
正厳	7:57	10:51	13:27	15:17	17:02	18:32	宮沢地区公民館	7:04	8:40	11:45	14:20	16:10	17:45
上横道	7:58	10:52	13:28	15:18	17:03	18:33	押切	7:05	8:41	11:46	14:21	16:11	17:46
丹生	/	10:54	13:30	15:20	/	18:35	行沢	/	8:45	11:50	/	/	/
丹生東	/	10:56	13:32	15:22	/	18:37	中島	/	8:47	11:52	/	/	/
丹生東口	7:59	10:58	13:34	15:24	17:04	18:39	宮沢小学校口	7:06	8:49	11:54	14:22	16:12	17:47
上の宿	8:00	10:59	13:35	15:25	17:05	18:40	上の宿	7:07	8:50	11:55	14:23	16:13	17:48
宮沢小学校口	8:01	11:00	13:36	15:26	17:06	18:41	丹生東口	7:08	8:51	11:56	14:24	16:14	17:49
中島	/	11:03	13:39	15:29	/	/	丹生東	/	8:53	11:58	/	/	/
行沢	/	11:05	13:41	15:31	/	/	丹生	/	8:55	12:00	/	/	/
押切	8:02	11:08	13:44	15:34	17:07	18:42	上横道	7:09	8:57	12:02	14:25	16:15	17:50
宮沢地区公民館	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43	正厳	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
押切東	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43	裏宿	7:10	8:58	12:03	14:26	16:16	17:51
三軒家	8:03	11:09	13:45	15:35	17:08	18:43	二藤袋宿	7:13	9:01	12:06	14:29	16:19	17:54
宮沢地区交流センター	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44	坂の上	7:14	9:02	12:07	14:30	16:20	17:55
旧高橋小学校	8:04	11:10	13:46	15:36	17:09	18:44	農協前	7:15	9:03	12:08	14:31	16:21	17:56
中沢	8:08	11:14	13:50	15:40	17:13	18:48	中の段北	7:16	9:04	12:09	14:32	16:22	17:57
刈安	8:09	11:15	13:51	15:41	17:14	18:49	消防署前	7:17	9:05	12:10	14:33	16:23	17:58
高橋	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52	新町四丁目 (東光園前)	7:18	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
矢越寺前	8:12	11:18	13:54	15:44	17:17	18:52	中央診療所	7:20	/	/	/	/	/
矢越	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53	新町地藏堂	7:23	9:06	12:11	14:34	16:24	17:59
富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53	新町 (井上玩具店前)	7:24	9:07	12:12	14:35	16:25	18:00

中富山	8:13	11:19	13:55	15:45	17:18	18:53	新町中央 (サイクルランドセイトウ前)	7:25	9:08	12:13	14:36	16:26	18:01
関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	寺前 (菅クリーニング商会前)	7:26	9:09	12:14	14:37	16:27	18:02
上関谷	8:15	11:21	13:57	15:47	17:20	18:55	尾花沢待合所	7:28	9:11	12:16	14:39	16:29	18:04
市野々口	8:16	11:22	13:58	15:48	17:21	18:56	若葉町 (J A・おーばん前)	/	9:13	12:18	14:41	16:31	18:07
市野々	8:17	11:23	13:59	15:49	17:22	18:57	サルナート	/	9:14	12:19	14:42	16:32	18:08
岩谷沢	8:18	11:24	14:00	15:50	17:23	18:58	尾花沢市役所	7:31	9:16	12:21	14:44	16:34	18:10
		丹中	丹中	丹中		丹土		土	丹中	丹中			

鶴子線

※日：日曜・祝日は運休 ※年：12/31～1/3は運休 ※土：土曜は運休
 ※入：花笠高原スキー場経由(冬季) ※大：大石田駅発着

鶴子 行き					尾花沢市役所 行き				
大石田駅	/	/	/	17:35	花笠高原荘	/	/	8:45 11:20 13:30 16:45	
北村山高校	/	/	/	15:55 17:38	花笠高原ｽｷｰ場	/	/	11:21 13:31 16:46	
上町西	/	/	/	15:55 17:38	室内運動場	/	/	8:47 11:22 13:32 16:47	
上町四丁目 (ゆき眼科クリニック前)	/	/	/	15:57 17:40	鶴子温泉	7:10	8:49	11:24 13:34 16:49	
尾花沢市役所	7:55	10:30	12:45	16:00 17:45	紅内口	7:10	8:49	11:24 13:34 16:49	
若葉町 (J.A.おーばん前)	7:55	10:30	12:45	16:00 17:45	鶴子	7:11	8:50	11:25 13:35 16:50	
サルナート	7:56	10:31	12:46	16:01 17:46	鶴子河原	7:12	8:51	11:26 13:36 16:51	
尾花沢待合所	8:00	10:35	12:50	16:05 17:50	久保	7:13	8:52	11:27 13:37 16:52	
寺前 (菅クリーニング商会前)	8:01	10:36	12:51	16:06 17:51	中里	7:13	8:52	11:27 13:37 16:52	
新町中央 (サイクルランドサイトウ前)	8:02	10:37	12:52	16:07 17:52	鶴子小学校	7:13	8:52	11:27 13:37 16:52	
新町 (井上玩具店前)	8:03	10:38	12:53	16:08 17:53	滝の上	7:14	8:53	11:28 13:38 16:53	
新町地藏堂	8:03	10:38	12:53	16:08 17:53	堀の内	7:14	8:53	11:28 13:38 16:53	
中央診療所	/	/	12:55	/	御所神社前	7:15	8:54	11:29 13:39 16:54	
東光館	8:04	10:39	12:56	16:09 17:54	中原	7:16	8:55	11:30 13:40 16:55	
長根下	8:05	10:40	12:57	16:10 17:55	下原	7:17	8:56	11:31 13:41 16:56	
荒樋口	8:06	10:41	12:58	16:11 17:56	鶴子道	7:17	8:57	11:32 13:42 16:57	
取上	8:06	10:41	12:58	16:11 17:56	大正橋	7:18	8:58	11:33 13:43 16:58	
万寿荘	8:07	10:42	12:59	16:12 17:57	六沢	7:19	8:59	11:34 13:44 16:59	
一本松	8:08	10:43	13:00	16:13 17:58	六沢寺前	7:20	9:00	11:35 13:45 17:00	
小坂	8:10	10:45	13:02	16:15 18:00	延沢	7:22	9:02	11:37 13:47 17:02	
古殿	8:11	10:46	13:03	16:16 18:01	常盤地区公民館	7:22	9:02	11:37 13:47 17:02	
五十沢口	8:12	10:47	13:04	16:17 18:02	延沢郵便局	7:23	9:03	11:38 13:48 17:03	
車段	8:14	10:49	13:06	16:19 18:04	延沢寺前	7:24	9:04	11:39 13:49 17:04	
九日町	8:15	10:50	13:07	16:20 18:05	坂下	7:25	9:05	11:40 13:50 17:05	
坂下	8:15	10:50	13:07	16:20 18:05	九日町	7:25	9:05	11:40 13:50 17:05	
延沢寺前	8:16	10:51	13:08	16:21 18:06	車段	7:26	9:06	11:41 13:51 17:06	
延沢郵便局	8:17	10:52	13:09	16:22 18:07	五十沢口	7:28	9:08	11:43 13:53 17:08	
常盤地区公民館	8:17	10:52	13:09	16:22 18:07	古殿	7:29	9:09	11:44 13:54 17:09	
延沢	8:18	10:53	13:10	16:23 18:08	小坂	7:30	9:10	11:45 13:55 17:10	
六沢寺前	8:20	10:55	13:11	16:25 18:10	一本松	7:31	9:11	11:46 13:56 17:11	
六沢	8:21	10:56	13:12	16:26 18:11	万寿荘	7:32	9:12	11:47 13:57 17:12	
大正橋	8:22	10:57	13:13	16:27 18:12	取上	7:32	9:12	11:47 13:57 17:12	
鶴子道	8:22	10:57	13:13	16:27 18:12	荒樋口	7:34	9:14	11:49 13:59 17:14	
下原	8:23	10:58	13:14	16:28 18:13	長根下	7:35	9:15	11:50 14:00 17:15	
中原	8:25	11:00	13:15	16:30 18:15	東光館	7:36	9:16	11:51 14:01 17:16	
御所神社前	8:26	11:01	13:16	16:31 18:16	中央診療所	/	9:17	/	
堀の内	8:26	11:01	13:16	16:31 18:16	新町地藏堂	7:36	9:19	11:51 14:01 17:16	
滝の上	8:27	11:02	13:17	16:32 18:17	新町 (井上玩具店前)	7:37	9:20	11:52 14:02 17:17	
鶴子小学校	8:28	11:03	13:18	16:33 18:18	新町中央 (サイクルランドサイトウ前)	7:38	9:21	11:53 14:03 17:18	
中里	8:28	11:03	13:18	16:33 18:18	寺前 (菅クリーニング商会前)	7:39	9:22	11:54 14:04 17:19	
久保	8:29	11:04	13:19	16:34 18:19	尾花沢待合所	7:40	9:23	11:55 14:05 17:20	
鶴子河原	8:29	11:04	13:19	16:34 18:19	若葉町 (J.A.おーばん前)	7:42	9:25	11:57 14:07 17:22	
鶴子	8:30	11:05	13:20	16:35 18:20	サルナート	7:43	9:26	11:58 14:08 17:23	
紅内口	8:30	11:05	13:20	16:35 18:20	尾花沢市役所	7:43	9:26	11:58 14:08 17:23	
鶴子温泉	8:31	11:06	13:21	16:36 18:21	上町四丁目 (ゆき眼科クリニック前)	/	/	/	
室内運動場	8:33	11:08	13:23	16:38 18:23	上町西	/	/	/	
花笠高原ｽｷｰ場	/	11:09	13:24	16:39	北村山高校	/	/	/	
花笠高原荘	8:35	11:10	13:25	16:40 18:25	大石田駅	/	/	/	
		入	入	入 日年大		土日年	入	入 入大	

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	尾花沢市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	14971
交通不便地域等	14971

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
14971	尾花沢市全地区	過疎法第二条第一項
345	牛房野、田沢、和合	局長指定(乗用)
151	横内、五十沢	局長指定(乗用)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)